

## 令和4年度寒河江市住宅建築推進事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、本市における住宅の建築促進による住環境の整備、地元関連業界の振興、消費需要の拡大及び景気浮揚並びに本市への定住促進を図るため、住宅の建築工事に要する経費に対して、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、寒河江市補助金等に係る予算の執行の適正化に関する規則（平成6年市規則第17号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 市内に存する住宅で、自らが所有し、かつ、自らが居住する建築物をいう。
- (2) 住宅等 住宅、空き家並びにそれらに附属する車庫、物置等の建築物及び建築設備をいう。
- (3) 建築工事 新築工事、増築工事及び修繕工事をいう。
- (4) リフォーム等工事 自ら居住する住宅等の増築工事及び修繕工事をいう。
- (5) 市内建設業者 市内に住所を有する個人事業主又は市内に本社、本店等の主たる事業所を有する建築及び建設業者をいう。
- (6) 県産木材 やまがた県産木材利用センターが実施する「やまがたの木」認証制度等により産地証明された木材（「やまがた県産材集成材」を含む。）及び認証された合板等をいう。
- (7) ブロック塀等 コンクリートブロック造り、石造り、れんが造りそ

の他組積造りによる塀をいう。

(8) 新婚世帯 婚姻した日から5年以内の夫婦がいる世帯をいう。

(9) 子育て世帯 平成16年4月2日以降に出生した子又は子の出産の予定がある女性がいる世帯をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 住宅等の建築工事を行う者

(2) 補助金申請時において、本市に住所を有する者又は令和5年3月末日まで本市に転入し、居住する者

(3) 住宅等の建築工事において、市内建設業者と工事請負契約をする者

(4) 令和5年2月10日までに、第8条に定める工事完了報告書を提出した者

(5) 市税等に滞納がない者

(6) 子育て世帯にあつては、平成16年4月2日以降に出生した子又は子の出産の予定がある女性がいる世帯で、当該子の父親又は母親である者

(7) 自ら居住する住宅の新築工事にあつては、次の各号のいずれかを満たす者

ア 延べ床面積が50平方メートル以上ある一戸建ての住宅を新築すること。

イ 延べ床面積の2分の1以上が専ら居住の用に供され、その面積が50平方メートル以上ある併用住宅を新築すること。

(8) ブロック塀等の建築工事にあつては、除却工事を伴うものであるこ

と。ただし、除却後に次のいずれにも該当しないブロック塀等を建築する場合は、補助金の交付を行わない。

ア 組積造のブロック塀の場合は、高さ、控え壁等の仕様及び寸法が、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）第61条に規定する要件を満たすものであること。

イ コンクリートブロック造のブロック塀の場合は、高さ、控え壁等の仕様及び寸法が、令第62条の6及び第62条の8に規定する要件を満たすものであること。

(9) リフォーム等工事にあつては、別表の右欄に定めるところに付した点数の合計が10点以上（補助金の交付の対象となる工事費（以下「補助対象工事費」という。）が1戸当たり50万円未満の場合は、5点以上）となる工事を含む建築工事であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、補助金の交付を行わないものとする。

(1) 建築工事に当たり、本補助金の交付決定を受ける前に工事請負契約を締結し、又は着工した者

(2) 寒河江市子育て定住住宅建築事業補助金、寒河江市木造住宅耐震改修事業補助金、山形県再生可能エネルギー等設備導入事業費補助金、その他住宅建築推進事業補助金と併用することができない補助金等の交付申請を同一年度に行う者

（補助対象工事費）

第4条 補助対象工事費は、次に掲げるとおりとする。

(1) 自ら居住する住宅の新築工事にあつては、1戸当たりの工事費が600万円以上の工事費

(2) リフォーム等工事にあつては、1戸当たりの工事費が20万円以

上の工事費

- 2 補助対象工事費は、消費税及び地方消費税を含むものとし、10万円未満の端数は切り捨てるものとする。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は次に掲げるとおりとする。

- (1) 自ら居住する住宅の新築工事にあつては、30万円とする。
- (2) リフォーム等工事にあつては、補助対象工事費に10分の2を乗じて得た額とし、24万円を限度とする。ただし、新婚世帯又は子育て世帯の場合は、補助対象工事費に3分の1を乗じて得た額とし、30万円を限度とする。
- (3) 補助金の算定に当たっては、1,000円未満の端数は切り捨てるものとする。

(補助金等交付申請書)

第6条 補助金等交付申請書の様式は、規則第5条の規定にかかわらず、令和4年度寒河江市住宅建築推進事業補助金交付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)によるものとする。

- 2 申請書は、当該申請に係る建築工事に着手する前に市長に提出するものとし、添付すべき書類は、次に掲げる書類とする。
  - (1) 建築工事見積書の写し
  - (2) 建築物の位置図
  - (3) 建築工事図面(工事箇所を記入したもの)
  - (4) 着工前写真
  - (5) 令和3年度分(令和4年4月から6月までに申請する場合は令和2年度分)の納税証明書
  - (6) 令和4年度工事基準点算出表(様式第2号)

- (7) 別表に掲げる住宅に県産木材を使用した工事に該当する場合は、令和4年度住宅リフォーム補助金県産木材使用量計算書（様式第3号）
- (8) 新婚世帯により行われるものは、戸籍の全部事項証明（謄本）
- (9) 子育て世帯により行われるものは、住民票謄本（全員のもので続柄がわかるもの）及び母子健康手帳の写し（子の出産の予定がある女性がいる場合）
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類（補助事業等の内容変更等の承認）

第7条 規則第7条第1項第1号の規定により建築工事の変更又は中止について承認を受けようとする者は、令和4年度寒河江市住宅建築推進事業補助金交付変更（取下げ）申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

- 2 規則第7条第1項第1号ア及びイに規定する補助事業等の軽微な変更とは、補助金の額に変更が生じない補助対象工事費等の変更とする。（工事完了報告書）

第8条 補助事業等実績報告書の様式は、規則第14条の規定にかかわらず、令和4年度寒河江市住宅建築推進事業工事完了報告書（様式第5号。以下「工事完了報告書」という。）によるものとし、建築工事が完了した日から20日を経過した日又は令和5年2月10日のいずれか早い日までに市長に報告するものとする。

- 2 工事完了報告書に添付すべき書類は、次に掲げる書類とする。
  - (1) 建築工事請負契約書の写し
  - (2) 建築工事に要した費用に係る領収書等の写し
  - (3) 建築工事の施工写真（工事中及び工事完了後）

- (4) 預金通帳の写し（口座情報が記載されている部分）
- (5) 新築、移住等で転居し、又は転入した場合は、転居後又は転入後の住民票謄本（続柄がわかるもの）
- (6) 別表に掲げる住宅に県産木材を使用した工事に該当する場合は、住宅リフォーム補助金県産木材使用量計算書（様式第3号）
- (7) 建築工事請負契約書の変更があった場合はその写し
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類  
(帳簿等の保管)

第9条 規則第22条に規定する帳簿及び証拠書類は、補助事業が完了した日が属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年間保管しなければならない。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

令和4年度 工事基準点算出表

区分	番号	工事内容	基準点	数量	工事点
新生活様式	1-1	宅配ボックス又はモニター付きインターホンを設置する工事	5点/箇所	箇所	点
	1-2	住宅内や玄関脇に手洗い器を設置する工事	10点/箇所	箇所	点
	1-3	タッチレス水栓器具設置を設置する工事	5点/箇所	箇所	点
	1-4	通風式玄関ドアに取り替える工事又は換気用の開口部を設置する工事	10点/箇所	箇所	点
	1-5	自動開閉式便座に取り替える工事	8点/箇所	箇所	点
	1-6	テレワーク等を行うためのワークスペースを設置する工事又は既存の居室をワークスペースに改良する工事	10点/箇所	箇所	点
減災・部分補強	2-1 ※	住宅の既存部分にある壁（幅90cm以上のものに限る）を筋かいや構造用合板等で補強する工事	10点/箇所	箇所	点
	2-2 ※	住宅の屋根又は2階以上の部分の重量を軽減する工事	10点/箇所	箇所	点
	2-3	住宅内に耐震シェルターや防災ベッド等を設置する工事	10点/箇所	箇所	点
	2-4 ※	主要構造部の柱を補強、又は増設する工事	10点/箇所	箇所	点
	2-5 ※	基礎の強度を上げる工事	10点/箇所	箇所	点
	2-6 ※	柱、梁、又は筋交いの接合金物を増設する工事	5点/箇所	箇所	点
（ヒート対策・断熱化） 寒さ対策・断熱化	3-1 ※	やまがた健康住宅の認証を受けた改修工事	10点/工事	箇所	点
	3-2 ※	外部に面する住宅の開口部の断熱性を高める二重建具、複層ガラス入り建具又は複層ガラス等 を設置する工事	5点/箇所	箇所	点
	3-3	熱交換換気システムを設置する工事	4点/箇所	箇所	点
	3-4 注1※	住宅の既存部分の外気と接する外壁、天井、床等に断熱材を使用する工事	2点/m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	点
	3-5	浴室、脱衣室、トイレ、廊下のいずれかに設備工事を伴う暖房機器を設置する工事	10点/箇所	箇所	点
バリアフリー化	4-1 注1※	住宅内の廊下又は出入口の幅を拡張する工事	10点/m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	点
	4-2 ※	勾配の緩い階段に交換又は改良する工事	10点/箇所	箇所	点
	4-3 ※	浴室を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの			
	(1) 注1	浴室の床面積を増加させる工事	10点/m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	点
	(2)	浴槽のまたぎ高さを低くする工事	10点/箇所	箇所	点
	(3)	固定式の移乗台、踏み台その他の浴槽の出入りを容易にする設備を設置する工事	2点/箇所	箇所	点
	(4)	身体の洗浄を容易にする水洗器具を設置し、又は同器具に取り替える工事	3点/箇所	箇所	点
	4-4 ※	便所を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの			
	(1) 注1	便所の床面積を増加させる工事	10点/m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	点
	(2)	便器を座便式のものに取り替える工事	10点/箇所	箇所	点
	(3)	座便式の便器の座高を高くする工事	10点/箇所	箇所	点
	4-5 ※	居室、便所、浴室、脱衣所若しくは玄関又はこれらを結ぶ経路に手すりを取り付ける工事			
	(1) 注2	長さが100cm以上の手すりを取り付けるもの	2点/m	m	点
	(2)	長さが100cm未満の手すりを取り付けるもの	2点/箇所	箇所	点
4-6 ※	居室、便所、浴室、脱衣所若しくは玄関又はこれらを結ぶ経路の床の段差を解消する工事 （勝手口その他屋外に面する開口の出入口及び上がりかまち並びに浴室の出入口にあっては、 段差を小さくする工事を含む）				
(1) 注1	勝手口その他屋外に面する開口の出入口及び上がりかまち並びに浴室の出入口の段差解消又は 段差を小さくするもの	10点/m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	点	
(2)	(1)以外の部分の段差を解消するもの	5点/m <sup>2</sup> 又は 2点/箇所	箇所	点	
4-7 ※	住宅の出入口の戸を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの				
(1)	開戸を引戸、折戸等に取り替える工事	5点/箇所	箇所	点	
(2)	開戸のドアノブをレバーハンドル等に取り替える工事	1点/箇所	箇所	点	
(3)	戸に戸車その他の戸の開閉を容易にする器具を設置する工事		箇所	点	
イ	戸に開閉のための動力装置を設置するもの	10点/箇所	箇所	点	
ロ	戸を吊戸方式に変更するもの	5点/箇所	箇所	点	
ハ	イ及びロ以外のもの	2点/箇所	箇所	点	
4-8 注1※	居室、便所、浴室、脱衣所若しくは玄関又はこれらを結ぶ経路の床の材料を滑りにくいもの に取り替える工事	1点/m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	点	
4-9 ※	エレベーターや階段昇降装置を設置する工事	10点/箇所	箇所	点	
克雪化	5-1 ※	住宅の屋根の雪下ろし作業の安全性を確保する工事であって、次のいずれかに該当するもの			
	(1)	雪下ろし作業用命綱（安全帯）を固定するための金具を取り付ける工事	2.5点/箇所	箇所	点
	(2)	雪止めを設置し、又は取り替える工事			
		5m未満	5点/箇所	箇所	点
		5m以上	10点/箇所	箇所	点
	(3)	固定式ハシゴを設置し、又は取り替える工事（1階分につき5点）	5点/階	階分	点
5-2 ※	住宅の屋根の雪を落ちやすくするため屋根を改良する工事であって、次のいずれかに該当する もの				
(1)	屋根の勾配を大きくする工事	10点/箇所	箇所	点	
(2)	雪が滑りやすい屋根材に改良する工事	10点/箇所	箇所	点	
(3)	屋根に雪割板を設置する工事	10点/箇所	箇所	点	
5-3	住宅又は住宅の敷地内に融雪設備を設置する工事	10点/箇所	箇所	点	
県産木材	6 注3	住宅に県産木材を使用した工事	2.5点/0.1 m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	点

●参照 ※・・・増築部分で実施する場合は計算の対象外となります。

注1・・・1m<sup>2</sup>に満たない工事は要件工事にはならない（1m<sup>2</sup>未満切捨て）

注2・・・100cmに満たない工事は要件工事にはならない（100cm未満切捨て）

注3・・・0.1m<sup>3</sup>に満たない工事は要件工事にはならない（0.1m<sup>3</sup>未満切捨て）

合計	点
----	---